

カメラ映像を学術研究で利用するための プライバシーを考慮した ガイドラインについて

About Privacy Guidelines for Using Camera Images in Academic Research

赤坂亮太 大西正輝 佐藤真一 小林正啓 美濃導彦

bstract

カメラを利用して映像を取得し、学術研究に利用する際、データ主体となる被撮影者に対し撮影データの利用目的等を 通知・公表することが法的、倫理的に求められる、筆者らは、このような通知・公表に用いることを目的としたプライバ シーポリシーのひな形を作成した。更に、近時プライバシーポリシーの実効性には疑問が持たれていることから、カメラ の撮影場所に掲出するポスター及び研究概要等を簡潔に示す Web サイトの例も同時に作成した. 本稿ではこれらについ て解説を行った.

キーワード:プライバシーポリシー、個人情報保護、情報法、情報と倫理

1. プライバシーポリシー作成の背景

学術研究においてカメラで撮影された映像を利用する 際. 我が国の個人情報保護法制を遵守する必要がある. また「情報を利活用する企業や団体が個人に関する情報 を適切な範囲で利活用していることや情報の持ち主が同 意した利用目的以外で利用しないと『信頼』できるこ と」の重要性が増しており(文献(1), pp. 267-268), 単に法的な義務を果たすだけでなく、撮影される者 (データ主体) に対する倫理的義務も果たす必要がある.

個人情報保護法の規定では、個人情報を取得する際に は利用目的を特定した上で(個人情報保護法(以下,個 情法) 15条) 個人情報を取得している旨を事前に公表 あるいは通知している必要がある(個情法 18条)とさ

れている. また. 政府の施策としてカメラの利用のユー スケースを基にいかにプライバシーに配慮してカメラ画 像を利活用するかという観点から、IoT 推進コンソーシ アムによる「カメラ画像利活用ガイドブック」が 2017 年から発行されており、2018年にはその ver2.0 が発行 されている.

他方で, データ主体に対して利用目的を通知または公 表する手段としては一般にプライバシーポリシーが利用 されるが、プライバシーポリシーは可読性が低い. この ような手段を基にデータ主体の自由意思による選択(通 知一選択アプローチ)のみに通知・公表を委ねることを 批判し、代替手段の検討や「同意」を確保するための規 制強化の検討を行う研究が国内外で散見されるように

政策的にも、通知一選択アプローチからの前進が見ら れる。大きなものとしてはEUの一般データ保護規則 (GDPR: General Data Protection Regulation) は同意に 関して規制強化がなされており、適法なデータの利用に はデータ主体の同意が必要としている. 日本では経済産 業省「パーソナルデータ利活用ビジネスの促進に向け た,消費者向け情報提供・説明の充実のための『評価基 準』と『事前相談評価』の在り方について」においてプ ライバシーポリシーのデザインによる分かりやすさの重 要性が挙げられている。2019年には、前述のカメラ利 活用ガイドブック ver2.0 に付随する文書として,特に 「事前告知」。「通知」について評価すべき事例及びコ

赤坂亮太 国立研究開発法人産業技術総合研究所人工知能研究センター

E-mail r-akasaka@aist.go.jp

正員 国立研究開発法人産業技術総合研究所人工知能研究センター 大西正輝

佐藤真一

E-mail satoh@nii.ac.jp

大阪弁護士会 小林正啓

E-mail kobayam@gold.ocn.ne.jp

美濃導彦 正員:フェロー 理化学研究所 Ryota AKASAKA, Nonmember, Masaki ONISHI, Member (Artificial Intelligence Research Center, National Institute of Advanced Industrial Science and Technology, Tokyo, 135-0064 Japan), Shin'ichi SATOH, Fellow (Digital Content and Media Sciences Research Division, National Institute of Informatics, Tokyo, 101-8430 Japan) Masahiro KOBAYASHI Nonmember (Osaka Bar Association Osaka-shi, 541-0041 Japan), and Michihiko MINOH, Fellow (RIKEN, Wako-shi,

電子情報通信学会誌 Vol.102 No.11 pp.1039-1044 2019 年 11 月 ©電子情報通信学会 2019

ミュニケーション上の工夫について紹介する「カメラ画像利活用ガイドブック 事前告知・通知に関する参考事例集」(注1) (以下、事例集)が発行されている。

筆者らはこのような制度的及び倫理的背景を鑑み、カメラを利用した研究プロジェクト遂行時の適切な通知手段として、プライバシーポリシーのテンプレートと、付随して実験時に掲出する視認性の高い張り紙及び Webサイトのひな形を作成した。本稿ではこのプライバシーポリシーについて解説する。なお、当該プライバシーポリシーは、脚注掲載の URL にて入手することができる(注2)

2. プライバシーポリシーの解説

それでは、実際に作成したプライバシーポリシーについて解説を行っていこう.

2.1 第1条:プライバシーポリシーの目的

本プライバシーポリシーは、■撮影実施場所(○○駅、○○病院、○○県内)■において実施する■何々(研究を簡潔に説明する文言)のための■研究(以下、「本研究」という)及び本研究に関する撮影(以下、「撮影」という)に関して、実施主体である■(組織名)○○大学、○○研究所■(以下、実施主体という)が遵守する事項を定めることにより、被撮影者のプライバシー等の権利及び法律上の利益を保護することを目的とします。

本条の目的は、個情法 15 条 1 項に定められる「個人情報の利用目的の特定」を基に、個人情報を扱う目的を当該研究における範囲に定め、本プライバシーポリシーに基づいて扱うことを宣言することにある。ここで実施主体とは、例えば企業との共同研究の場合にはその企業も含む全ての研究を行う主体全体のことを指す。

2.2 第2条:定義

本プライバシーポリシーにおける用語の定義は、本条次項以降 に定めるものを除き、■法令名■の定めるところによります。

- 2 本プライバシーポリシーにおいて「撮影データ」とは、本研究においてカメラにより撮影された特定個人を識別できる画像データのことをいいます。
- 3 本プライバシーポリシーにおいて「特徴量データ」とは、撮 影データを解析して抽出した、特定個人を識別できるデータの ことをいいます
- 4 本プライバシーポリシーにおいて「属性データ」とは、データ又は特徴量データから被撮影者の性別、年代、体格等の属性を抽出したデータであって、特定の個人を識別できないデータのことをいいます。

(注 1) IoT 推進コンソーシアム,経済産業省及び総務省「カメラ画像 利活用ガイドブック 事前告知・通知に関する参考事例集」(https://www.meti.go.jp/press/2019/05/20190517001/20190517001-1.pdf)

(注 2) https://www.ieice.org/iss/prmu/jpn/ipi-wg

本条は対象となる範囲の個人情報について、個情法 2 条を始めとする関連法規の定義に関する規定を参考に定めたものである。

2条1項の目的は、本プライバシーポリシーにおいて 用いられる用語の定義が個人情報保護法をはじめとする 関連法令に従うことを宣言することにある.

2条2項で定める撮影データは、個情法2条の個人情 報の定義等を念頭に、カメラで撮影された個人データに ついて定義したものである。個情法2条では、個人情報 を生存する個人の情報であって、特定個人識別性がある ものあるいは容易に照合することで特定個人識別可能と なるもの (個情法2条1項1号) または個人識別符号が 含まれるものとしている。(なお、国立大学等が対象と なる独立行政法人個人情報保護法等の定義では「容易 に」という要件が外れているが、カメラで撮影される データの特徴を鑑み照合性に関する規定を設けていな い.) 個人識別符号とは、個人を識別できる「個人の身 体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換し た|符号か個人に割り当てられる文字や番号の符号とさ れている. 容貌や歩容といったカメラで記録されるデー タの中で特定の個人を識別可能なものはこれに該当す る. 2条3項に定める特徴量データは、この個人識別符 号の定義に含まれるもので、特に本プライバシーポリ シーの目的において重要な概念であるため特別に定義し

2条4項に定める属性データとは、個情法2条9項における匿名加工情報や独立行政法人個人情報保護法2条8項における非識別加工情報を念頭に定義される等、特定個人識別性を取り除く加工した情報について定義したものである。

2.3 第3条:本研究によって取得する撮影データ

本研究では、被撮影者の■撮影される個人情報の項目(顔画像、 歩容、等)■が含まれる撮影データを取得します.

3条は研究で取得される撮影データにはどのような個人識別符号が含まれるのかを具体的に示す条項である. ここでは、研究で必要な情報に限らず、撮影で取得される全ての情報を示す.

2.4 第4条:本研究の目的

本研究は、■技術の具体例(性別、年齢、歩容、グループなどの情報を自動的に取得する、等)■技術を開発することによって、■公益の具体例(混雑緩和、災害時の避難誘導支援、マーケティング支援による経済活動の効率化、等)■に資することを目的とします。

ここでは、カメラによって取得する撮影データの利用 目的を明確化している。特定の「技術を開発すること」 が目的の文言として定められているのは、当該研究にお いて取得されたデータを用いることで、具体的にいかなる技術的発展に寄与するのかデータ主体に説明するためである。例えば研究プロジェクト全体の究極的な目的が若手研究者の育成という点にあったとしても、それはデータ取得のための目的とはならない。

個情法 15条 1 項では、利用目的はできる限り特定しなければならないとされているが、どこまで具体的に特定すべきかは「個人情報の種類・性質、個人情報取扱事業者の事業の種類・性質によって異な」るとされ(文献(5), p. 131), 一概に定義されているわけではない、宇賀 (5) はその上で「法人の目的と照らし合わせて、本人が自分の個人情報の利用結果を合理的に予測しうる程度の具体性」が求められるとする。この観点から、上記のような具体的な技術的に貢献することを明記する文言となっている。

また、法令の規定上はデータ主体や社会に対する便益を説明する義務はないが、データ主体にとってデータ取得を伴う研究がいかなる便益のために行われるのかを説明することは当該実施主体に対する信頼に影響するため、条項に加えている。

2.5 第5条:撮影の実施方法

実施主体は、■どこどこ(カメラの設置場所.多数に及ぶ場合は、別紙に記載の旨)に■カメラを設置し、当該カメラの設置場所付近を通過する人を撮影します.

ここでは、データ主体にカメラの設置場所を明示する. また、設置するカメラが複数に及ぶ場合、可読性の 観点から別紙に具体的な場所を記載することを定めている.

2.6 第6条:実施主体の義務

実施主体は、本研究の実施にあたり、個人情報の取得等が第4条所定の目的を達成するため必要最小限のものとなるよう配慮し、かつ本研究により取得した個人情報の漏洩、意図しない減失またはき損の防止その他個人情報を安全に管理するため、■大学など実施主体が定める個人情報保護規則■に基づいた管理体制のもとで安全管理措置を講じます。

2 実施主体は、管理体制としてデータ収集管理責任者を定めます.

ここでは、実施主体の果たすべき義務を宣言している。注意すべきは、1条と同様に、実施主体が複数に及ぶ場合は、その全てに同様の義務がかかるという点である。本条は、特に個情法 16条の利用目的の制限及び 20条の安全管理措置を念頭においたものであるが、具体的な管理体制などの手立てについては、その実施主体自身の定める規則(大学の個人情報保護規則等)に依存している。

2項では、実施主体の中からデータ収集管理責任者を 定めることとし、実施主体において誰が個人情報の管理 に責任を持つのか明確化することを求めている.

2.7 第7条:データ収集管理責任者の義務

データ収集管理責任者は、撮影当日、■場所■に、撮影中である旨、研究題目、実施主体並びに問い合わせ窓口を、少なくとも1枚のポスターを貼付する方法により公示します。

2 データ収集管理責任者は、撮影の少なくとも2週間前より、 撮影当日までの間、■場所■において、撮影の実施予定日、研 究題目、実施主体及び問い合わせ方法を、少なくとも1枚のポ スターの貼付及びウェブサイトによって告知します。

3 データ収集管理責任者は、本研究の実施中及び終了後1年間、本プライバシーポリシー及び本研究の概要を、実施主体の運営するウェブサイト上に掲示します。

ここではデータ収集管理責任者の具体的な義務を定め ている. 個情法 18 条では. 事前の利用目的の公表がで きれば個人の権利利益の保護の観点からは望ましいもの の、その義務付けを行うことは事業体への弊害があり、 また個人情報保護関連法制の基準たるいわゆる OECD8 原則でも求められていないことなどから事前の公表が義 務付けられているわけではない (文献(5), p. 148). しかしながら, 研究活動においては研究計画にのっとっ てデータを取得することや, 日常的に利用される公共の 場で通行人を撮影することがあることを考慮して事前の 公表を行うこととした. 具体的にここでは、データ収集 管理責任者は、撮影によりデータを取得する旨とともに 題目や実施主体、問合せ先の情報を当日(7条1項)及 び事前に下記に示すような視認性のあるポスターにて通 知することを求めており(7条2項),また本プライバ シーポリシーと研究概要を下記に例示したような Web ページにて公表し続けることを求めている(7条3項).

2.8 第8条:撮影データの管理

本研究の撮影データは、実施主体に所属し本研究にかかわる者 のみがアクセスできます.

- 2 実施主体は、本研究により取得した撮影データを本研究の目的達成のために必要最小限の範囲で利用します.
- 3 実施主体は、他の法令に定める場合を除き、本研究により取得した撮影データ又は特徴量データを第三者に提供しません。
- 4 実施主体は、本研究により取得された個人情報を、本研究終 了後、■具体的な年数■以内に完全に消去します。
- 5 実施主体は、本研究から得た知見を利用した研究成果の発表 又は公開若しくは公表(以下、「学術発表」という)を行うこと があります。その際、撮影データを属性データにするなど匿名 化した上で必要最小限の範囲で論文・講演資料の図表として含 めることがあります。

本条では、撮影データの管理について、データへのアクセス、利用範囲、第三者提供、保存期間について取り決め、研究成果の公表時における匿名化を宣言している

1項の「本研究にかかわる者」とは、当該研究の実施主体である.

第三者提供については事前に提供範囲を明確に限定す ることで、行わないことを明確にしている.

5項は、研究結果の公表時において個人を特定できな いように匿名加工をした上で公表することを定めてい る. 個情法36条では、「特定の個人を識別すること及び その作成に用いる個人情報を復元することができないよ うにするために必要なものとして個人情報保護委員会規 則で定める基準に従い、 当該個人情報を加工しなければ ならない」とされ「個人情報の保護に関する法律につい てのガイドライン (匿名加工情報編)」ではこの基準に ついて「加工対象となる個人情報が、個人識別符号を含 む情報であるときは、 当該個人識別符号単体で特定の個 人を識別できるため、当該個人識別符号の全部を削除又 は他の記述等へ置き換えて、特定の個人を識別できない ようにしなければならない」としている.

2.9 第9条:関連法規等の遵守

実施主体は、本プライバシーポリシーに定めるほか、日本国の 個人情報の保護に関する法律.独立行政法人等個人情報保護法. 各地方自治体の定める条例及び各種ガイドラインを遵守します.

本条は、実施主体が本プライバシーポリシーの遵守を 前提としつつ. 法令及びガイドラインを遵守する旨を宣 言するためのものである. 当然ながら実施主体には、プ ライバシーポリシーを遵守した上で個人情報保護関連の 法令を遵守する義務があり、 それを明確に宣言すること で信頼を醸成するためのものである.

2.10 第10条:個人情報に関するお問合せ窓口

本研究で取得した個人情報の取扱いに関するご意見及びお問い 合わせ等については, 下記に記載するデータ収集管理責任者ま で、■(連絡手段)電話やメールなど■によりご連絡ください。 [お問い合わせ先]

実施主体:(組織名)○○大学,○○研究所 担当部署:(部署)○○研究科,○○センター

データ収集管理責任者:(研究プロジェクトリーダーの名前) ○

○大学○○学部 教授○○

連絡先:(電話番号やメールアドレスなど)

本条では、当該研究における実施主体及び責任者、連 絡先を明記することで、データ主体からの苦情や削除の 申請などの問合せ先を明確化している.これは、個情法 27条から32条で規定される本人にからの要求及び本人 とのコミュニケーションの窓口について考慮したもので ある.

3. 掲出するポスターの解説

冒頭で述べたように、情報の取得と利用に関する公 表・通知手段はプライバシーポリシーでは不十分であ る. そこでカメラ設置場所に掲出するポスターのひな形 (ポスター 撮影中)



学術研究用カメラ 撮影中

Camera for academic research in operation

研究題目:〇〇〇〇〇に関する研究 実施主体:〇〇大学、〇〇研究所

本研究への問い合わせ窓口 連絡先: ② 0123-456-7890 [⊠] xxxx@xxx.yyy.zzz.jp プライバシーポリシー:

http://xxx.yyy.zzz.jp/p



http://xxx.vvv.zzz.ip/c

図1 ポスター (撮影中用)

(ポスター 予告)



学術研究用カメラ 撮影予定

〇〇年〇月〇日~×月×日

Camera for academic research in operation

研究題目:〇〇〇〇〇〇に関する研究 実施主体:〇〇大学、〇〇研究所 本研究への問い合わせ窓口

連絡先: ② 0123-456-7890 ⊠ xxxx@xxx プライバシーポリシ

http://xxx.yyy.zzz.jp/p

研究概要 QRコード

http://xxx.yyy.zzz.jp/

図2 ポスター(撮影前予告用)

も作成した.

ポスターのひな形は、事前に掲出するもの(図1) と、撮影中掲出するもの(図2)の2種類を作成した。 事例集においては「カメラ画像の内容や利用目的を明確 に記載するとともに, 運営実施主体の名称及び連絡先, 生活者に生じるメリット. カメラの設置位置及び撮影範 囲、生成又は抽出等したデータの保存期間、生成又は抽 出等したデータの概要, 生成又は抽出等したデータから の個人特定の可否, 第三者提供の可否などを明記する」 ことが適切とされており (事例集, p.2), 「イラストを 活用し, 生活者が一目で理解できるような表現に配慮す る. また,必要に応じて多言語化に対応する(事例集 p. 3)」といった例や「実際のカメラの撮影箇所の案内 看板などに QR コードや URL 等を記載し、Web サイト へ誘導、生活者が詳しく内容を知ることができるように する (事例集, p.7)」といった例を肯定的に紹介して いるが、本ポスター案はこれらの要素が含まれたものと なっている.

**研究プロジェクトのホームページの例

** ** 研究プロジェクト

ブロジェクトの目的

本研究は、**■性別、年齢、歩容、グルーブなど取得する情報を自動的に取得する■**技術を開発することによって、**■混雑解消のための技術開発、炎害の誘導支援、マーケティング支援の研究等具体的なもの■**に資することを目的とします。

研究概要

- 1. ■どこどこに■カメラを設置し、当該カメラの設置場所等を通過する人を撮影します。
- 2.1にかかる撮影データを■別添1に記載する方法で■、特徴量データを抽出します。
- 3. ■2.Icかかる特徴量データの撮影データ■をコンピュータで機械的に解析することにより、特定の個人を識別しない範囲で推定・分析します。
- 4.3で得られたデータは、撮影データと目視で対照することにより、当該情報の精度を検証します。
- 5. ■特徽量データor撮影データ■を分析し、本研究に役立てます。

撮影の実施方法

撮影実施期間

カメラの台数と設置場所

(略)※必要に応じてPDFファイル等で地図などを作成する

ブライバシーポリシー

**研究プロジェクトの一環として撮影データを収集しています。撮影データを適切に収集・管理するために「プライバシーポリシー]を定めています。

不明な点、お問い合わせ等あれば、下記問い合わせ先までご連絡ください。

実施主体: ※ ※ 大学

データ収集管理責任者: **大学 **学部 教授 ****

問い合わせ先:**大学 **学部 **研究室 **研究プロジェクト問い合わせ窓口

(TEL: 0xx-xxx-xxxx)

図3 Webサイトの画面例

4. Web ページでの告知方法の解説

ポスターに掲載した QR コードからは、プライバシーポリシーにリンクが張られるのではなく、図3の画面例に準じた研究概要 Web ページを表示することとした.

これはプライバシーポリシー7条3項の定めに基づいたものであり、また「カメラ画像利活用を行うプロジェクトや実証実験の開始前や開始時に、自社のWebサイトからプレスリリースを行うなど、生活者が、容易に情報にたどりつけるようにする(事例集、p.8)」として事例集でも取り上げられている試みである。このページの目的は、当該研究の目的やカメラの設置場所、記録内容等研究の実施に関する概要情報が端的に分かるように示したものである。更に、問合せ窓口を記載するほか、より詳細なプライバシーポリシーへのリンクも掲載している。

5. ま と め

以上のように、カメラを利用したプライバシーポリシーと、付随して掲出するポスター及び Web サイトのひな形を作成した.

ところで、個人情報の取扱いにおいては、EU 圏とのデータ移転を含む場合、国内法のみならず GDPR の規定も考慮する必要がある場合がある。GDPR と日本の個人情報保護法制については、2019 年 1 月に相互に個人データの移転を行うことができるだけの十分なデータ保護水準を持つと認められる、いわゆる十分性認定が発効されるに至った。これにより、日本のみに拠点がある場合には日本の個人情報保護法制を遵守していれば、EU 圏内にもデータを移転することができる。しかしながら、EU 域内に拠点(GDPR 3条)がある場合でその拠点の活動に関連する個人データを取り扱う場合は

GDPR の規律対象になる。また、日本のデータ保護基準はEUにより監視され、2年後に再審査となり、我が国の規定に影響を及ぼすかもしれない。冒頭でも述べたとおり、GDPRではデータの取扱いにおいてデータ主体が同意した場合に適法に個人情報を用いることができるという規制強化を行っているため、今後はGDPRの規定における同意概念も意識する必要があるだろう。

文 献

- (1) 川口嘉奈子, "プライバシー保護のための信頼概念の整理(1)," 信学技報, SITE 2015-75, IA 2015-107, pp. 267-272, March 2016.
- (2) R. Calo, "Against notice skepticism in privacy (and elsewhare)," NOTRE DAME L. Rev., vol. 87, pp. 1027-1072, 2012.
- (3) 山本龍彦, "インターネット時代の個人情報保護: 実効的な告知 と国家の両義性を中心に," 慶應法学, no. 33, pp. 181-219, 2015.
- (4) 松前恵環, "個人情報保護法制における「通知・選択アプローチ」の意義と課題:近時の議論動向の分析と IoT 環境に即したアプローチの考察," InfoCom Review, vol. 72, pp. 30-46, 2019.
- (5) 宇賀克也, 個人情報保護法の逐条解説 [第6版], 有斐閣, 2018.

(2019年6月20日受付 2019年7月17日最終受付)



あかさか りょうた 赤坂 亮太

2006 慶大・環境情報卒. 2009 東大大学院学際情報学府修士課程了. 企業勤務を経て 2016 慶大大学院博士課程了. 博士 (メディアデザイン). 2017 産総研特別研究員. ロボット法, 情報法の研究に従事.



大西 正輝 (正員) 1997 阪府士・T

1997 阪府大・工・情報卒. 2002 同大学院博士課程了. 同年理研入所. 2006 から産総研. 現在, 産総研 AI センター社会知能研究チーム長. カメラ画像を用いた人物の追跡及びその応用に関する研究に従事. 博士 (工学).



をとう しんいち **佐藤 真一** (正員:フェロー)

1987 東大・工・電子卒、1992 同大学院工学系研究科情報工学専攻博士課程了、同年学術情報センター助手、1998 同助教授、2000 国立情報学研究所助教授、2004 同教授、現在に至る、1995~1997 まで、米国カーネギーメロン大客員研究員として Informedia 映像ディジタルライブラリの研究に従事、工博、



小林 正啓

1986 東北大・法卒. 1992 弁護士登録. 2018 大阪弁護士会副会長. 総務省 AI ネットワーク 社会推進会議「分科会」, 個人情報保護委員会 カメラ画像の利活用の在り方に関する検討会. 著書「人物を認識することの法的問題点~監視 カメラシステムの設置運用基準~」等.



1983-04 京大採用, 1989-11 同大学・工・助教授, 1995-08 同教授, 2002-04 同大学学術情報メディアセンター教授, 2006-04 同センター長 (2010-03 まで), 2010-10 同大学副理事(2012-09まで), 2018-04から理研理事.